

鹿児島市災害廃棄物処理計画(素案)に係るパブリックコメント手続の実施結果について

1. 意見の募集期間 平成30年12月20日(木)～平成31年1月24日(木)

2. 公表場所等 本庁、各支所、地域福祉館等、合計99か所
市ホームページへの掲載

3. 意見の提出者数(件数) 26人(110件)

4. 意見の処理状況

(単位:件)

項目 処理区分		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	計
		「第1章 災害廃棄物処理計画の概要」について	「第2章 組織及び協力支援体制」について	「第3章 災害廃棄物処理」について	「第4章 その他」について	素案全体について	
A	意見の趣旨等を反映し、計画(素案)に盛り込むもの	1件		2件			3件
B	意見の趣旨等は、計画(素案)に盛り込み済みのもの	11件	6件	13件	8件	2件	40件
C	計画(素案)には盛り込まないもの				1件		1件
D	具体的な事業の実施にあたり参考とするもの		5件	6件	3件	1件	15件
E	その他要望・意見等	11件	7件	7件	9件	17件	51件
計		23件	18件	28件	21件	20件	110件

パブリックコメント手続で提出された「意見の処理状況」について（30年12月20日～31年1月24日実施）

意見等を受けた人数
26人

処理区分別の項目数、件数

処理区分	件数
A. 意見の趣旨等を反映し、計画（素案）に盛り込むもの	3
B. 意見の趣旨等は、計画（素案）に盛り込み済みのもの	40
C. 計画（素案）には盛り込まないもの	1
D. 具体的な事業の実施にあたり参考とするもの	15
E. その他要望・意見等	51
計	110

パブリックコメント手続での意見

○処理区分 「A. 計画（素案）に盛り込むもの」、「B. 計画（素案）に盛り込み済みのもの」、「C. 計画（素案）に盛り込まないもの」
「D. 具体的な事業の実施にあたり参考とするもの」「E. その他要望・意見等」

番号	項目	市民からの意見等の概要	処理状況	処理区分	素案掲載ページ
1	(1)	一つ分からなかったのが、台風や土砂崩れ等で流れ出した倒木や流木についてです。過去の報道等で流木の処理が話題になったことがあったかと思いますが、概要版P2の「2. 対象とする廃棄物（災害廃棄物）」においては、どの分類になるのでしょうか？	対象とする廃棄物について、より分かりやすくするため、第1章「災害廃棄物処理計画の概要」一第2節「基本的な事項」一「2. 本計画で対象とする廃棄物（災害廃棄物）」の表1-5の「木くず」の内容を「柱・はり・壁材などの廃木材、流木等」に改めます。	A	P9
2	(3)	市民仮置場の候補地をあらかじめ公表した方が、災害発生時に市民も搬入しやすく一次仮置場までの移送もスムーズに行くのではないのでしょうか。	第3章「災害廃棄物処理」一第1節「災害廃棄物処理」一「7. 仮置場」の表3-14に、市民仮置場の主な場所として「ごみステーションや公共の空き地等」に改めます。これに合わせ、欄外に「※迅速な収集・運搬のため公道等にはみ出さないよう配慮すること。」を記載します。	A	P35
3	(3)	概要版P10、3、生活ごみ・避難所ごみ一(3)収集・運搬方法「④家庭ごみ」について、P2の対象とする廃棄物の中には「家庭ごみ」はありませんが、「生活ごみ」と同意でとらえればよかったですでしょうか？	ご意見を踏まえ、第3章「災害廃棄物処理」一第2節「各災害廃棄物への対応」一「3. 生活ごみ・避難所ごみ」に記載している「家庭ごみ」を「生活ごみ」に改め、文言を統一します。	A	P58
4	(1)	廃棄物は個人なのか業者なのかの区分ができない場合もある。行政の処理は市民の安全が優先されると考える。行政の責任としての意見が欲しい。	第1章「災害廃棄物処理計画の概要」一第2節「基本的な事項」一「3. 基本方針」に、災害廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物であるため、本市が被災した場合は、本市が処理主体となる旨、行政の責任について記載しております。	B	P10、11
5	(1)	近年、日本各地で災害が発生していますが、想定災害と同規模の災害の状況について他都市の取り組んだ経緯についての記載事項でもあれば、おおむね3年を目途に、また進捗状況に応じて見直しとなりますが、最大どれくらいの期間を見込んでいるのですか。	第3章「災害廃棄物処理」一第1節「災害廃棄物処理」一「5. 処理スケジュール」に、他都市の取組や必要な工程等について記載しており、処理期間の目安は最大3年程度となっております。	B	P30
6	(1)	津波災害の想定の高さを記載した方が良いのでは。	第1章「災害廃棄物処理計画の概要」一第2節「基本的な事項」一「1. 想定災害」に、地域毎の津波高さや到達時間等を掲載しております。	B	P7
7	(1)	当方居住地は東桜島地域内であり、災害廃棄物の収集運搬に有事の際、使用道路の制限が予想される。そのため島内に一次保管となると思われるが、市街化調整区域等により、保管場所が制限されるため、諸利用制限の緩和が必要なのでは？又、区域内の避難経路の確保も必要と思われる。	桜島島内の仮置場候補地については、法令等で制限されない桜島溶岩グラウンドなど15か所を選定し、第5章「資料編」一「6. 仮置場候補地リスト」に記載するとともに、「7. 鹿児島市災害廃棄物処理計画マップ」にその位置を示しております。なお、区域内の避難経路の確保については、関係部局と連携を図ってまいります。	B	P107～119

○処理区分 「A. 計画（素案）に盛り込むもの」、「B. 計画（素案）に盛り込み済みのもの」、「C. 計画（素案）に盛り込まないもの」
「D. 具体的な事業の実施にあたり参考とするもの」「E. その他要望・意見等」

番号	項目	市民からの意見等の概要	処理状況	処理区分	素案掲載ページ
8	(1)	いつ災害が来ても市民、事業者が一体となる必要性が大事ではないかと思う。	被災時には、行政のみならず、市民・事業者と一体となった取組が重要であるため、第1章「災害廃棄物処理計画の概要」－第2節「基本的な事項」－「4. 市・市民・事業者の役割」に、分別ルールや排出方法など、それぞれの役割や連携協力について盛り込んであります。	B	P11
9	(1)	対象として出来る物、出来ない物の代表的な品目を記載できないですか。	第1章「災害廃棄物処理計画の概要」－第2節「基本的な事項」－「2. 本計画で対象とする廃棄物（災害廃棄物）」に、災害廃棄物の対象となる代表的な品目を記載しております。	B	P9
10	(1)	ニュース等で各地の災害による被害状況を目にすると、言葉になりません。自分の住んでいる地域が起こると、混乱どころじゃないと思います。しかし、このような計画を準備しておくことで最悪の事態は避けられると思うので心強いですね。記載内容に関しては、現在の内容で問題はないと思います。これから様々な意見を取り入れ、内容強化できるといいですね。	第1章「災害廃棄物処理計画の概要」－第1節「計画の目的と位置付け」－「3. 計画のチェック・見直し・進行管理」に、実効性を高めるため、本市の地域防災計画や関係法令等の改訂等、状況の変化により、内容の変更が必要と判断される場合は、適宜見直しを行うこととしております。	B	P3
11	(1)	計画策定の目的については過去の教訓を生かし進めるのもありますが、地域ごとの計画をもっと具体的なものにしていく必要があると思います。鹿児島なら鹿児島の立地を考えた方法とか？（谷とか）	本計画は火山災害も想定するなど、本市の地域特性を踏まえ、地震災害においては、14地域毎に、災害廃棄物発生量を推計しておりますが、収集運搬など個別の計画は、被災状況等に左右されるため、被災後に策定する災害廃棄物処理実行計画において検討することとしております。	B	P24
12	(1)	基本的事項 ・津波災害、火山災害の想定被害棟数は具体的にどの地区を指すのか知りたい。 ・2対象となる廃棄物、3基本方針、4市・市民・事業者の役割については妥当だと思う。	津波災害は、第5章「資料編」－「1. 被害想定」に記載の通り、被害の影響が市内全域に等しく及ぶ性質ではないため、住宅戸数による按分がなされないことなどから市内全域の被害棟数をお示ししております。また、火山災害は、第5章「資料編」－「1. 被害想定」に記載のとおり、倒壊可能性のあるエリアを桜島地域のみとし、想定被害は桜島地域の棟数をお示ししております。	B	P79、80
13	(1)	災害廃棄物に該当するもの、該当しないものについて、お示してください。	第1章「災害廃棄物処理計画の概要」－第2節「基本的な事項」－「2. 本計画で対象とする廃棄物（災害廃棄物）」に、災害廃棄物の対象となる代表的な品目を記載しているところです。	B	P9
14	(1)	鹿児島市は風水害に加え、火山災害も考えられます。基本計画がすばらしい物ができていますが、災害は起きたら計画通りにはならないのが現実です。計画を基に円滑迅速な対応処理ができるように行政が主体になり、市民と協力が大事だと思います。今後とも、さらに検討されていかれると思います。	第1章「災害廃棄物処理計画の概要」－第1節「計画の目的と位置付け」－「3. 計画のチェック・見直し・進行管理」に、実効性を高めるため、本市の地域防災計画や関係法令等の改訂等、状況の変化により、内容の変更が必要と判断される場合は、適宜見直しを行うこととしております。	B	P3
15	(2)	支援体制について、実際どれだけの企業、人員確保ができるのか、また実際に動けるか海拔数メートルに設置してある企業（機材等）はすぐに対応できるのでしょうか。桜島の噴火を想定するに難しいのではないかと考えます。	ご意見にありますとおり、支援体制は被災状況に左右されるため、第2章「組織及び協力支援体制」－第2節「広域連携（関係機関、民間事業者等）」－「1. 関係機関等との連携」に、本市のみでの災害廃棄物処理が困難な場合、県内外を始め、九州ブロックや他ブロックなども含む広域連携について盛り込んであります。	B	P19、20
16	(2)	近年災害対応の事例を参考に都度改良を望みます。	第1章「災害廃棄物処理計画の概要」－第1節「計画の目的と位置付け」－「3. 計画のチェック・見直し・進行管理」に、実効性を高めるため、本市の地域防災計画や関係法令等の改訂等、状況の変化により、内容の変更が必要と判断される場合は、適宜見直しを行うこととしております。	B	P3

○処理区分 「A. 計画(素案)に盛り込むもの」、「B. 計画(素案)に盛り込み済みのもの」、「C. 計画(素案)に盛り込まないもの」
「D. 具体的な事業の実施にあたり参考とするもの」「E. その他要望・意見等」

番号	項目	市民からの意見等の概要	処理状況	処理区分	素案掲載ページ
17	(2)	鹿児島県、市の色々な登録業者はもとより各種さまざまな業者を行政が把握しておく必要が大だと思う。8. 6水害の時に色々な機械を持っている会社が何も声がかからなかったという声も聞いた事でした。	ご意見にありますとおり、各事業者を把握しておく必要があるため、第2章「組織及び協力支援体制」一第2節「広域連携(関係機関、民間事業者等)」一「1. 関係機関等との連携」に、民間事業者との連携について盛り込んでおり、計画策定後も必要に応じ、民間事業者の情報収集に努めてまいります。	B	P19
18	(2)	組織の在り方として県・市・事業者との連携が大事だと思います。その中で市がトップに立ち、対応にあたり、かつ日頃より市民の皆様への周知が大切かと思ひます。	第1章「災害廃棄物処理計画の概要」一第2節「基本的な事項」一「3. 基本方針」に、災害廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物であるため、本市が被災した場合は、本市が処理主体となる旨、行政の責任について明記するとともに、県や市民との連携や周知についても第1章「災害廃棄物処理計画の概要」一第2節「基本的な事項」一「4. 市・市民・事業者の役割」に記載しております。	B	P10、11
19	(2)	広域連携 ・関係機関との連携 良いと思うが、連携の具体的な内容が知りたい。 ・受援や支援の仕組みのマニュアル化と提案を急がれたい。	関係機関との具体的な連携内容と受援や支援の仕組みのマニュアル化等については、第2章「組織及び協力支援体制」一第2節「広域連携(関係機関、民間事業者等)」一「1. 関係機関との連携」及び「2. 受援、支援の仕組み」に、それぞれ盛り込んでおります。	B	P19、20、23
20	(2)	あくまでも鹿児島市行政が中心となり、国、県の協力支援体制をしっかりと取る事を、市民への広報を的確に	第1章「災害廃棄物処理計画の概要」一第2節「基本的な事項」一「3. 基本方針」に、災害廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物であるため、本市が被災した場合は、本市が処理主体となる旨、行政の責任について記載するとともに、国、県や市民との連携や周知についても第1章「災害廃棄物処理計画の概要」一第2節「基本的な事項」一「4. 市・市民・事業者の役割」に記載しております。	B	P10、11
21	(3)	一次仮置場については平時より市民やボランティアにも認識してもらうため、一覧表も計画に記載したらどうか。	仮置場候補地については、第5章「資料編」一「6 仮置場候補地リスト」に記載するとともに、「7 鹿児島市災害廃棄物処理計画マップ」にその位置を示しております。	B	P103~122
22	(3)	集積場は、一地区1か所ではなく数か所あった方が良いと思う。搬出はボランティアにお願いすることになるが、なかなか手が回らない。自分たちでできる所はする。	仮置場候補地については、被災状況(災害の規模・種類、被災場所、災害廃棄物発生量等)に応じて、最適な場所を迅速に開設できるよう、幅広く選定しております。	B	P34
23	(3)	市民に仮置場の指定した場所である標識を建て認識できるようにした方が、搬入による苦情、トラブル軽減されるような気がします。	仮置場への標識設置については、第3章「災害廃棄物処理」一第1節「災害廃棄物処理」一「7. 仮置場」に、案内看板や分別配置図の掲示等を盛り込んでおります。	B	P43
24	(3)	県内外及び各市町村の協力も必要になってくると思いますが、広域での相互応援体制も含めて連携の重要性もあり、フローチャートも作成し、各市町村に確認を取っているとありますが、予測訓練等も必要ではないかと思ひます。	第2章「組織及び協力支援体制」一第2節「広域連携(関係機関、民間事業者等)」一「1. 関係機関等との連携」に、九州環境事務所が中心となって設置した大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会との連携について盛り込んでおりますが、その活動の一環として連携強化を目的とした協議や情報伝達訓練等が実施されているところです。	B	P19、20
25	(3)	廃棄物処理についてはとにかく、一次仮置場の分別集積と施設等への搬入時が非常に重要と思われまふ。災害時直後の集積・運搬・投入と施設がバンクすると思ひます。期間をよびかけ、またここでも市民の方への周知が大事かと思ひます。	被災時における処理施設の飽和に備えるため、本計画では、第3章「災害廃棄物処理」一第1節「災害廃棄物処理」一「7. 仮置場」に、廃棄物を一時保管するための仮置場候補地を複数選定するとともに、市域内での処理が困難な際の広域処理については、第2章「組織及び協力支援体制」一第2節「広域連携(関係機関、民間事業者等)」一「1. 関係機関等との連携」に、本市のみでの災害廃棄物処理が困難な場合における県内外を始め、九州ブロックや他ブロックなども含む広域連携について盛り込んでおります。	B	P19、20、34

○処理区分 「A. 計画（素案）に盛り込むもの」、「B. 計画（素案）に盛り込み済みのもの」、「C. 計画（素案）に盛り込まないもの」
 「D. 具体的な事業の実施にあたり参考とするもの」「E. その他要望・意見等」

番号	項目	市民からの意見等の概要	処理状況	処理区分	素案掲載ページ
26	(3)	電化製品には、有害物質（PCB蛍光灯器具内安定器）（水銀灯含む蛍光灯、乾電池）を含んだ物があり、公園の敷地の下は雨水貯留施設があり、河川に流れ出る恐れがある。シートやテントで雨が降っても浸透しない様な対策を検討して欲しい。	有害物質の管理は、第3章「災害廃棄物処理」－第2節「各災害廃棄物への対応」－「6. 有害物質含有廃棄物等の対策」に、他の廃棄物と隔離し、風雨や熱に曝されないよう管理すること等を盛り込んでおります。	B	P64、65
27	(3)	住民への明確な指示等、又地域外からの応援体制の整備を明確にされたい。（島内の迂回路が少ないため）	被災時の市民の役割は、第1章「災害廃棄物処理計画の概要」－第2節「基本的な事項」－「4. 市・市民・事業者の役割」に、応援体制は、第2章「組織及び協力支援体制」－第2節「広域連携（関係機関、民間事業者等）」－「1. 関係機関等との連携」にそれぞれ盛り込んでおります。	B	P11、19、20
28	(3)	市民仮置場にはどれ位置しておくのか。長くなると土のう袋などが破れるので期間を定めたらどうか。	第3章「災害廃棄物処理」－第1節「災害廃棄物処理」－「1. 災害廃棄物処理実行計画」に、被災時は災害発生量等に応じて速やかに災害廃棄物実行計画を策定することとしており、その中で実情に配慮した処理期間等、具体的な処理計画を定めることとしております。なお、市民仮置場は、一次仮置場設置後、徐々に縮小することとしております。	B	P24、34
29	(3)	仮設トイレ等の避難所、在宅の他、車上生活者への対応も必要ではないか。	第3章「災害廃棄物処理」－第2節「各災害廃棄物への対応」－「2. し尿処理」に、想定災害毎の仮設トイレの必要数を記載しておりますが、算定にあたっては上水道支障率を設定し、算出しているため、車上生活者等への対応も見込んでおります。	B	P53、87
30	(3)	豪雨時の水害により発生する土砂等の処理時、一時的集積所での保管期間が長期になると、処理時に使用する土のう袋が劣化し、種別により土のう袋が割けたりするため、災害時用に劣化しにくい土のう袋を定めるか、廃棄物の回収を迅速に行う等の対応をお願いしたい。	第3章「災害廃棄物処理」－第1節「災害廃棄物処理」－「1. 災害廃棄物処理実行計画」に、被災時は災害発生量等に応じて速やかに災害廃棄物実行計画を策定することとしており、その中で実情に配慮した処理期間等、具体的な処理計画を定めることとしております。また、劣化しにくい土のう袋については、関係部局と情報共有を行うなど、今後の事業実施の参考とさせていただきます。	B	P24
31	(3)	第1節 災害廃棄物処理 災害廃棄物の発生を想定した具体的な処理計画をわかりやすい内容や表現で提示されたい。	第3章「災害廃棄物処理」－第1節「災害廃棄物処理」－「1. 災害廃棄物処理実行計画」に、被災時は災害発生量等に応じて速やかに災害廃棄物実行計画を策定することとしており、その中で実情に配慮した処理期間等、具体的な処理計画を定めることとしております。	B	P24
32	(3)	災害廃棄物の処理についてフローにより、分かりやすく、計画に記載してある。災害時に一番に動くであろう市民への広報をどう計画するか記載してあると良いと感じた。	被災時には、行政のみならず、市民・事業者と一体となった取組が重要であるため、第1章「災害廃棄物処理計画の概要」－第2節「基本的な事項」－「4. 市・市民・事業者の役割」に、市民等への周知広報等について盛り込んでおります。	B	P11
33	(3)	災害廃棄物の受入れ体制（特に北部、南部清掃工場）が整っているかが不明確である。市民の直接の持込みが可能かどうか、各清掃工場のキャパを超えないか。	第3章「災害廃棄物処理」－第1節「災害廃棄物処理」－「4. 本市の一般廃棄物処理施設における災害廃棄物の処理可能量（推計）」に本市の既存処理施設の災害廃棄物処理可能量を記載しており、市域内での処理が困難な場合は、第2章「組織及び協力支援体制」－第2節「広域連携（関係機関、民間事業者等）」－「1. 関係機関等との連携」に、県内外を始め、九州ブロックや他ブロックなども含む広域連携について盛り込んでおります。	B	P19、20、29
34	(4)	ボランティアの活用も重要であるが、重機等も必要となることから、企業との連携も必要である。	重機等については、第2章「組織及び協力支援体制」－第2節「広域連携（関係機関、民間事業者等）」－「1. 関係機関等との連携」に、県が締結している災害時支援協定等を活用し、民間事業者等と連携して対応することとしております。	B	P19
35	(4)	搬入時に仮置場に家電、木くず、がれき、有害、金属等で分別できるよう指示者を置く。	仮置場への人員配置については、第3章「災害廃棄物処理」－第1節「災害廃棄物処理」－「7. 仮置場」に、仮置場の適切な管理運営に必要な人員数等を盛り込んでおります。	B	P42

○処理区分 「A. 計画(素案)に盛り込むもの」、「B. 計画(素案)に盛り込み済みのもの」、「C. 計画(素案)に盛り込まないもの」
「D. 具体的な事業の実施にあたり参考とするもの」「E. その他要望・意見等」

番号	項目	市民からの意見等の概要	処理状況	処理区分	素案掲載ページ
36	(4)	近隣市民に理解して頂けるように、災害時に災害廃棄物の仮置場であることを告示した方がよい。	仮置場への標識設置については、第3章「災害廃棄物処理」－第1節「災害廃棄物処理」－「7. 仮置場」に、案内看板や分別配置図の掲示等を盛り込んでおります。	B	P43
37	(4)	やはり臭いが一番気になると想像するので、その対策が必要ではないかと思います。衛生面の対策も必要になってくると思えます。	臭気対策等については、第4章「その他」－「1. 環境対策、モニタリング、土壌調査、火災対策」に、風向きへの配慮やモニタリングについて盛り込んでおります。	B	P73
38	(4)	近隣市民に理解して頂けるように、災害時に災害廃棄物の仮置場であることを告示した方がよい。	仮置場への標識設置については、第3章「災害廃棄物処理」－第1節「災害廃棄物処理」－「7. 仮置場」に、案内看板や分別配置図の掲示等を盛り込んでおります。	B	P43
39	(4)	搬入時に仮置場に係りの人を置いて、家電、木くず、がれき、有害、金属等で分別しておいての方が、溜まったら一次・二次仮置き場や直接中間処理施設に搬入でき、早く復旧できる。(震災ボランティアの時に感じた)	仮置場への人員配置については、第3章「災害廃棄物処理」－第1節「災害廃棄物処理」－「7. 仮置場」に、仮置場の適切な管理運営に必要な人員数等を盛り込んでおります。	B	P42
40	(4)	計画等は充実していますが、必要に応じ、実務の訓練等の必要を認めます。	第2章「組織及び協力支援体制」－第2節「広域連携(関係機関、民間事業者等)」－「1. 関係機関等との連携」に、九州環境事務所が中心となって設置した大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会との連携が盛り込んでおりますが、その活動の一環として連携強化を目的とした協議や情報伝達訓練等が実施されているところです。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。	B	P20、76
41	(4)	災害のために市内から一番近い山、谷などを見つけ、仮置きが出来る状況も検討したほうが良いのでは。市内の廃棄物業者もあてには出来ないと思えます。	被災時における処理施設の飽和に備えるため、本計画では、第3章「災害廃棄物処理」－第1節「災害廃棄物処理」－「7. 仮置場」に、廃棄物を一時保管するための仮置場候補地を複数選定するとともに、市域内での処理な場合は、第2章「組織及び協力支援体制」－第2節「広域連携(関係機関、民間事業者等)」－「1. 関係機関等との連携」に、県内外を始め、九州ブロックや他ブロックなども含む広域連携について盛り込んでおります。	B	P19、20、34
42	(5)	計画も重要ではあるが、災害はどの程度か予測はつかない。行政や住民が、臨機応変に対処できるよう日頃から連携し合うことが大切である。	ご意見のとおり、臨機応変な対応には、日頃からの連携が大切であることから、第1章「災害廃棄物処理計画の概要」－第2節「基本的な事項」－「4. 市・市民・事業者の役割」に、平時及び被災時のそれぞれの役割や連携協力内容について盛り込んでおります。	B	P11
43	(5)	各地でおこった災害を見ると、一日でも早く廃棄物を処理してもらいたい。道路や家の前に出せばいい。役所が持っていくってくれるという考えの市民が一般的だと思う。災害にあった家庭はどうしようもなく全てを同じ所に、そして山積みしています。日頃から自治体と話し合い、また町内会ごとに集会を開き分別のやり方、家庭から出た廃棄物等などの持っていく場所(家の前でいいけど)分別して全てがわかりやすくしていくために日頃から市民に呼びかけをする。分別が家具、電気、タタミなど色々な物がわかりやすく、収集車にもわかりやすく、分別していく事が一番かなと思えます。	被災時には、行政のみならず、市民・事業者と一体となった取組が重要であるため、第1章「災害廃棄物処理計画の概要」－第2節「基本的な事項」－「4. 市・市民・事業者の役割」に、分別ルールや排出方法など、それぞれの役割や連携協力について盛り込んでおります。今後、市民のひろげ等を通じて、市民や町内会等への周知広報を図ってまいります。	B	P11
44	(4)	ボランティアの活用について災害毎に想定する数字を明示できないか。	災害毎のボランティアの必要数については、被災状況等により大きく異なるため、算出は困難なところです。	C	P77

○処理区分 「A. 計画(素案)に盛り込むもの」、「B. 計画(素案)に盛り込み済みのもの」、「C. 計画(素案)に盛り込まないもの」
「D. 具体的な事業の実施にあたり参考とするもの」「E. その他要望・意見等」

番号	項目	市民からの意見等の概要	処理状況	処理区分	素案掲載ページ
45	(2)	地区に業者を区分けして、災害時に仮置場に出動できる体制も必要に思います。	被災時の災害廃棄物の収集運搬体制については、第3章「災害廃棄物処理」第1節「災害廃棄物処理」-「3. 収集・運搬計画」に、被災状況等を把握の上、民間等の協力も得ながら整備することとしており、今後、建設事業者や産業廃棄物処理事業者等のリストを入手し、地域別に整理することとします。ご意見は、今後の参考とさせていただきます。	D	P26
46	(2)	災害に備えて、地区での訓練等をできるように市民にも広報や啓発できるポスター配布	被災時には、行政のみならず、市民・事業者と一体となった取組が重要であるため、第1章「災害廃棄物処理計画の概要」第2節「基本的な事項」-「4. 市・市民・事業者の役割」に、分別ルールや排出方法など、それぞれの役割や連携協力について盛り込んでおります。今後、市民のひろば等を通じて、市民や町内会等への周知広報を図ってまいります。ポスター配布については、今後の参考とさせていただきます。	D	P11
47	(2)	概要版P3、第1節-1. 組織体制-(2)業務内容-「⑥災害廃棄物に関する広報や問い合わせ対応等」について、市内に居住される外国人も増えつつあるので、外国語による広報や問い合わせ対応・配慮などもどこか盛り込まれてもいいのではないのでしょうか。	被災時には、市民への適格な広報等が重要であるため、外国語による広報や問い合わせ対応等については、今後の事業実施にあたり、参考とさせていただきます。	D	P12
48	(2)	災害発生時に速やかに対応できるよう、市民向けに地区での訓練等呼びかけるポスター等の配布が必要だと思う。	被災時には、行政のみならず、市民・事業者と一体となった取組が重要であるため、第1章「災害廃棄物処理計画の概要」第2節「基本的な事項」-「4. 市・市民・事業者の役割」に、分別ルールや排出方法など、それぞれの役割や連携協力について盛り込んでおります。今後、市民のひろば等を通じて、市民や町内会等への周知広報を図ってまいります。ポスター配布については、今後の参考とさせていただきます。	D	P11
49	(2)	防災の教育を受けた、防災士の活用も含めて、災害廃棄物のセミナー等の教育	被災時には、行政のみならず、市民・事業者と一体となった取組が重要であるため、第1章「災害廃棄物処理計画の概要」第2節「基本的な事項」-「4. 市・市民・事業者の役割」に、分別ルールや排出方法など、それぞれの役割や連携協力について盛り込んでおります。今後、市民のひろば等を通じて、市民や町内会等への周知広報を図ってまいります。ご意見は、今後の参考とさせていただきます。	D	P11
50	(3)	鹿児島湾直下地震などでは大量のがれきが想定されており、東日本大震災などの教訓からもがれきの仮置場は可能な限り多く事前に選定した方が良いと思います。素案では鹿児島市有地のみを対象とありますがより多くの方の理解を得る上でも県有地などもリスト化できれば良いのではないかと思います。	市有地以外の仮置場候補地の選定については、今後関係機関と協議してまいります。ご意見は、今後の参考とさせていただきます。	D	P34
51	(3)	マリンポートも活用できるのではないのでしょうか。	市有地以外の仮置場候補地の選定については、今後関係機関と協議してまいります。ご意見は、今後の参考とさせていただきます。	D	P34
52	(3)	第2節 各災害廃棄物への対応 2 し尿処理 (1)②簡易トイレの備蓄に関する啓発を急がれたい。	本計画の策定後は、市民のひろば等を通じて普及啓発に取り組んでまいります。ご意見は、今後の参考とさせていただきます。	D	P52
53	(3)	第2節 各災害廃棄物への対応 2 し尿処理 (2)②仮設トイレ 各避難所の仮設トイレ必要数の把握と準備計画が必要だと思う。	地震災害時における仮設トイレの必要基数については、14地域毎に算出したところですが、避難所におけるし尿処理対策は簡易トイレ等も含めて複合的に検討したいと考えております。ご意見は、今後の参考とさせていただきます。	D	P53、 55 56

○処理区分 「A. 計画(素案)に盛り込むもの」、「B. 計画(素案)に盛り込み済みのもの」、「C. 計画(素案)に盛り込まないもの」
「D. 具体的な事業の実施にあたり参考とするもの」「E. その他要望・意見等」

番号	項目	市民からの意見等の概要	処理状況	処理区分	素案掲載ページ
54	(3)	4 損壊家屋等の解体・撤去、6 有害物質含有廃棄物等の対策、7 津波堆積物、8 貴重品、思い出の品対応等については良いと思うが、処理に優先順位をつける必要も生じるのではないかと。検討されたい。	第3章「災害廃棄物処理」→第1節「災害廃棄物処理」→「5. 処理スケジュール」に記載のとおり、発災後、まずは人命救助を優先し、その後災害廃棄物の種類や量、その性状に応じ処理することとしております。ご意見は、今後の参考とさせていただきます。	D	P30
55	(3)	市民仮置場を指定した場所に、標識を建て認識する様にした方が、搬入による苦情が少なくなるような気がします。(近隣の市民はその標識を見て前もって市役所に相談も出来る)	市民仮置場は市民等が自主的に設置するものであり、市が指定することは考えておりませんが、ご意見は、今後の参考とさせていただきます。	D	P34
56	(4)	2 職員への教育 職員への教育と合わせて自治会役員等の研修も必要だと考える。	被災時には、行政のみならず、市民・事業者と一体となった取組が重要であるため、第1章「災害廃棄物処理計画の概要」→第2節「基本的な事項」→「4. 市・市民・事業者の役割」に、分別ルールや排出方法など、それぞれの役割や連携協力について盛り込んでおります。今後、市民のひろば等を通じて、市民や町内会等への周知広報を図ってまいります。ご意見は、今後の参考とさせていただきます。	D	P11
57	(4)	3 ボランティアの活用 ・県外、地区外からのボランティアに対する宿泊施設等の提供も大切である。 ・災害発生時のボランティアの必要数・派遣地区の決定等に関する業務は鹿児島市が中心となってやるべきではないか。社会福祉協議会が中心となってやるのであれば、その手順やマニュアルを事前に市民に示しておくべきだと思う。	第4章「その他」→「3. ボランティアの活用について」に、市社会福祉協議会等と連携して対応することとしておりますが、ご意見は、今後の参考とさせていただきます。	D	P77
58	(4)	昨今、個人でスマートフォンを携帯しています。災害情報収集の手段として、スマートフォンからの情報収集はいかがでしょうか。災害は、いつ何時に発生するかわかりません。職員も自宅に居ながら自宅周辺の情報を写真とメールで情報提供できたらと思いました。	被災時は、正確な情報に基づく対応が肝要なことから、第2章「組織及び協力支援体制」→第1節「組織体制と業務内容」→「3. 情報管理体制(収集、精査、共有及び活用等)」に、様々な情報収集方法を盛り込んでおりますが、情報収集の手段として、スマートフォンの活用も想定されるため、今後計画の運用時等に参考とさせていただきます。	D	P14
59	(5)	災害廃棄物処理計画やマップ等をごしまiマップ、ハザードマップ、防災かごしま冊子に記載して配布し、災害に備える準備ができる。	第3章「災害廃棄物処理」→第1節「災害廃棄物処理」→「7. 仮置場」に記載のとおり、マップ記載の仮置場候補地は被災後に他の用途と調整の上、開設することとしております。ご意見は、今後の参考とさせていただきます。	D	P34
60	(1)	計画の目的、想定する災害、それに市、市民、事業者の役割について、分かりやすく具体的に表現されている。	賛同のご意見として承ります。	E	-
61	(1)	横井埋立処分場の施設がやがて満杯になることを考えたら災害廃棄物処理対策として、早急に次の処分場の建設が急がれると思います。薩摩川内市にある「エコパークかごしま」のような産業廃棄物管理型処分場の施設を建設したらどうでしょうか。	最終処分場の対策については、関係機関や民間事業者等との広域連携で対応することとしており、本市において産業廃棄物管理型処分場を建設する考えはないところです。	E	-
62	(1)	頻発する各種災害では平時の数年から数十年分に相当する大量の災害廃棄物が一時に発生し、その処理は市町村の大きな課題だと思えます。その後、大震災の教訓を基に色々の廃棄物の処理及び清掃に関する法律「廃掃法」並びに廃掃法基本方針の改正により地方自治体は災害廃棄物処理計画を策定することとなり、「県計画」「本計画」も改訂され、国の指針も改訂された。	ご意見として承ります。	E	-
63	(1)	処理計画概要については良いと思います。	賛同のご意見として承ります。	E	-

○処理区分 「A. 計画(素案)に盛り込むもの」、「B. 計画(素案)に盛り込み済みのもの」、「C. 計画(素案)に盛り込まないもの」
「D. 具体的な事業の実施にあたり参考とするもの」「E. その他要望・意見等」

番号	項目	市民からの意見等の概要	処理状況	処理区分	素案掲載ページ
64	(1)	国の指針に従い、県・市の計画を元に建設業協会の一員として、産業廃棄物及び一般廃棄物の処理、運搬の役割を努めたいと考える。	賛同のご意見として承ります。	E	—
65	(1)	各災害において、市内の各地域にどれだけの規模の影響が及ぶかの情報が不明確である。(津波の波高ごとの到達予想図、火砕流、噴石の到達範囲等)。これらを明確化することにより、市民がどこに避難すればよいかわかる上、危険地帯へ関係機関の対策が迅速に行えるのではないかと考える。	本計画は災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を目的としており、可能なものは14地区毎に災害廃棄物発生量を見込んでおります。いただいたご意見は防災関係部局と情報共有してまいります。	E	—
66	(1)	対象とする廃棄物の廃家電(4品目)とは何でしょうか。	第1章「災害廃棄物処理計画の概要」—第2節「基本的な事項」—「2. 本計画で対象とする廃棄物(災害廃棄物)」に記載の通り、被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫で、被災により使用できなくなったものを指します。	E	P9
67	(1)	第1節 目的と位置づけ等について理解できた。	賛同のご意見として承ります。	E	—
68	(1)	水害とは、大雨、台風、雷雨による洪水、浸水、冠水、崖崩れ、土石流、山崩れ、河川の氾濫等の被害も含まれる。大規模の地震が発生したときの、火災、爆発、津波も含まれる。	本計画は本市の地域特性を踏まえ、地域防災計画で想定している地震災害、津波災害、水害及び火山災害の中で最大規模のものを想定しているところであり、ご提言の各災害もその規模内に包括されております。	E	P4~8
69	(1)	腐敗性廃棄物被災した冷蔵庫内の食品は対象になる。事業所から出た加工食品も含まれますか。	災害廃棄物に混入しているものは本計画の対象となりますが、第1章「災害廃棄物処理計画の概要」—第2節「基本的な事項」—「4. 市・市民・事業者の役割」に記載の通り、災害後、事業再開の際に発生する廃棄物等は、原則事業者責任で処理することとしております。	E	P11
70	(1)	生活ゴミや避難所ゴミは災害等廃棄物処理事業費補助金対象外になっていた様な気がしますが、収集、処理に影響が出ないでしょうか。	第1章「災害廃棄物処理計画の概要」—第2節「基本的な事項」—「2. 本計画で対象とする廃棄物(災害廃棄物)」に記載の通り、生活ゴミ、避難所ゴミは国の災害等廃棄物処理事業補助金の対象外ですが、本市が処理主体として処理を行うこととしております。	E	P9、10
71	(2)	支援体制については、NPO、社協、行政等が密に連携し、情報を共有していくことが大切である。どこだけが率先して活動を行うと全体のバランスが崩れる。	ご意見として承ります。	E	—
72	(2)	組織体制が明確で業務体制も整理されており、大規模災害に対応できる責任体制がしっかりと位置づけられていると感じた。	賛同のご意見として承ります。	E	—
73	(2)	官民一体となっておみの選別センター工場を設立して、ごみの再製品化(リサイクル)のシステムを構築する必要がある。身体障害者などの雇用の促進にもつながると思います。	ご意見として承ります。	E	—

○処理区分 「A. 計画(素案)に盛り込むもの」、「B. 計画(素案)に盛り込み済みのもの」、「C. 計画(素案)に盛り込まないもの」
「D. 具体的な事業の実施にあたり参考とするもの」「E. その他要望・意見等」

番号	項目	市民からの意見等の概要	処理状況	処理区分	素案掲載ページ
74	(2)	組織体制及び業務内容は決定通り 広域連携(関係機関、民間事業者等)決定どおり 支援、受援の取組決定どおり	賛同のご意見として承ります。	E	—
75	(2)	国県市関係機関の取組に率先して参加し対応する。	賛同のご意見として承ります。	E	—
76	(2)	第1節 組織体制と業務内容についてよくできていると思う。	賛同のご意見として承ります。	E	—
77	(2)	現在は町内会に加入する世帯が減り、災害時に地区の協力体制が不安である。	いただいたご意見は関係部局と情報共有を図ってまいります。	E	—
78	(3)	平成5年時の水害の時は関連工事の仕事があり、タイヤショベル(重機等)を保有して 災害ごみの収集運搬を行ったが、現在では関連工事もなく、タイヤショベル(重機等) や人員もない状態で災害廃棄物の回収ができない。我が社と似た状況の会社も多いの では。	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。	E	—
79	(3)	災害廃棄物処理実行計画は計画通り 収集運搬計画は計画通り 仮置場は計画通り 仮置場候補地は計画通り 路上廃棄物の対応、し尿処理、生活ごみ、避難所ごみ計画通り	賛同のご意見として承ります。	E	—
80	(3)	良いと思います。	賛同のご意見として承ります。	E	—
81	(3)	一次保管場所を確保が第一だと思う。	ご意見として承ります。	E	—
82	(3)	国県市の計画を参照しながら現場の状況に適合する事業を提供する。	ご意見として承ります。	E	—
83	(3)	感染性廃棄物の対応は市の責任で処理すると言う事で良いでしょうか。	災害廃棄物に混入しているものは本計画の対象となりますが、第1章「災害廃棄物処理計画の概要」—第2節「基本的な事項」—「4. 市・市民・事業者の役割」に記載の通り、災害後、事業再開の際に発生する廃棄物等は、原則事業者責任で処理することとしております。	E	P11、63

○処理区分 「A. 計画（素案）に盛り込むもの」、「B. 計画（素案）に盛り込み済みのもの」、「C. 計画（素案）に盛り込まないもの」
 「D. 具体的な事業の実施にあたり参考とするもの」「E. その他要望・意見等」

番号	項目	市民からの意見等の概要	処理状況	処理区分	素案掲載ページ
84	(3)	3 生活ごみ・避難所ごみ 平時からごみの分別徹底を図る必要がある。	ご意見として承ります。平時からごみの分別意識の向上を図ってまいります。	E	—
85	(4)	職員への教育、ボランティアの活用といった実際動くであろう方々の教育連携についてよくまとめられていると感じた。	賛同のご意見として承ります。	E	—
86	(4)	日石喜入基地もあり、火災油の流出も考えられますが、その対応も含め、説明会で知らせて欲しい。	本計画は国の指針等を参考として策定しており、石油基地における火災油の流出については対象となっていないところでございます。	E	—
87	(4)	家庭ごみについては市衛生組織連合会の協力が不可欠です。（特にごみステーションの維持管理をしている町内会長の協力）	賛同のご意見として承ります。	E	—
88	(4)	災害対策を実施しつつ、環境保全を行うのは非常に難しい問題であると思います。環境保全策については現状申し分ないと思います。実際に起きないと出てこない問題もあると思うので、ボランティアの必要性も大きく影響してくると思うので、少しでも力になればと思います。	賛同のご意見として承ります。	E	—
89	(4)	環境対策モニタリング、土壌調査、火災対策計画通り 職員への教育等計画通り ボランティアの活用計画通り	賛同のご意見として承ります。	E	—
90	(4)	災害は自分達が思っている以上の廃棄物を搬出する場合があります。その時の対応をお願いします。	ご意見として承ります。	E	—
91	(4)	災害対策と人が元の生活に戻る心理対策と両立して必要	ご意見として承ります。	E	—
92	(4)	過去の事例を見ているとやはり仮設住宅の早さや生活に必要な物資の早期搬入、調達が大事だと思います。まずライフラインの確保等、生きる上での最小限の物からでもすばやく対応ができればと。	いただいたご意見は、関係部局と情報共有してまいります。	E	—
93	(4)	職員への教育等、具体的な計画作成もお願いします。	計画の策定後、事業実施にあたり、参考とさせていただきます。	E	P76

○処理区分 「A. 計画(素案)に盛り込むもの」、「B. 計画(素案)に盛り込み済みのもの」、「C. 計画(素案)に盛り込まないもの」
 「D. 具体的な事業の実施にあたり参考とするもの」「E. その他要望・意見等」

番号	項目	市民からの意見等の概要	処理状況	処理区分	素案掲載ページ
94	(5)	1 環境対策、モニタリング、土壌調査、火災対策 良いと思う。	賛同のご意見として承ります。	E	—
95	(5)	災害廃棄物処理計画やマップ等良いものができているようです。	賛同のご意見として承ります。	E	—
96	(5)	市ホームページを見て、鹿児島市が地震など災害に備えて廃棄物処理計画の策定を進めている事を知りました。鹿児島市は県庁所在地であり県内他市町村への影響も大きいので、ぜひ漏れのない計画を早急に策定されることを望みます。	賛同のご意見として承ります。	E	—
97	(5)	全体として良くまとめられており、計画上、大規模災害に対応できるものを感じた。実行性のある運用ができるよう期待したい。	賛同のご意見として承ります。	E	—
98	(5)	この素案を基本に充実し、すぐに対応できるもので作成できればありがたいと思います。	賛同のご意見として承ります。	E	—
99	(5)	人的支援は社会福祉協議会との連携が必要ですが、生活ごみ(家庭ごみ)に関しては、市衛生組織連合会(各町内会長)の協力が不可欠である。	ご意見として承ります。	E	—
100	(5)	廃棄物の許可をいただいている会社に勤務している人間として、災害時には最大限協力できるよう心がけていきたいと思えます。	賛同のご意見として承ります。	E	—
101	(5)	現状、私から意見できるようなことは何もありません。様々な意見を取り入れ、計画内容の強化をしていただけるとありがたいです。	賛同のご意見として承ります。	E	—
102	(5)	目的や想定災害、市・市民の役割など、全体的に分かりやすく示されていると思います。	賛同のご意見として承ります。	E	—
103	(5)	鹿児島市災害廃棄物処理計画(素案、概版)一通り目を通しましたが、よく出来ていると思いました。環境局資源循環部資源政策課の方々ご苦労様でした。	賛同のご意見として承ります。	E	—

○処理区分 「A. 計画（素案）に盛り込むもの」、「B. 計画（素案）に盛り込み済みのもの」、「C. 計画（素案）に盛り込まないもの」
 「D. 具体的な事業の実施にあたり参考とするもの」「E. その他要望・意見等」

番号	項目	市民からの意見等の概要	処理状況	処理区分	素案掲載ページ
104	(5)	大変すばらしい素案だと思います。	賛同のご意見として承ります。	E	—
105	(5)	一刻も早く活動を実行に移すことだと思う。	ご意見として承ります。	E	—
106	(5)	この異常気象の世の中でいつどこでもと思う所です。そのための準備としてとても大切な計画であると思います。	賛同のご意見として承ります。	E	—
107	(5)	市民への周知が第一ではないかと考える。	ご意見として承ります。	E	—
108	(5)	良くまとめてあると感じました。市民の意見も反映して良い計画を作成してください。	賛同のご意見として承ります。	E	—
109	(5)	良いと思う。より具体的な内容が示されるとより理解できると思う。	ご意見として承ります。	E	—
110	(5)	とても良いものが、来ています。これからも大変でしょうが、市民のために宜しくお願ひします。	賛同のご意見として承ります。	E	—